

令和3・4年度(2021・2022年度) 定期申請 Q&A集

No.	区分	質問	回答	備考
1	建設コンサル	<p>営業年度(決算日)を変更したときに様式第3号の実績はどのように記載すればよいか。</p> <p>N期 H29.4～H30.3 N+1期 H30.4～H31.3 N+2期 H31.4～R01.5 N+3期 R01.6～R02.5</p>	<p>12月に満たない短期間でも1営業期として取扱っているのであれば、1期として記載してください。左記の場合であれば、「N+2期」と「N+3期」の実績を記載してください。</p>	
2	建設工事	<p>様式第4号(指定工事の施工実績に関する書類)を新潟県の様式で提出してよいか。</p>	<p>新潟県の様式ではなく、胎内市の様式を使用して作成してください。</p>	
3	建設工事 建設コンサル	<p>様式は、新潟県の様式を使用してよいか。</p>	<p>新潟県の様式ではなく、胎内市の様式を使用して作成してください。</p>	
4	共通	<p>様式は、ホームページのほか財政課の窓口等で入手できるか。</p>	<p>窓口等に様式を用意していませんので、ホームページからダウンロードして使用してください。また、手書きに対応できるようにPDF版をアップロードしましたので利用してください。</p>	
5	物品役務	<p>様式第2号の優先順位は、必ず付けなければならないか。また、同順位(例えば、すべて1位)という付け方も可能か。</p>	<p>優先順位付けは、必ず行ってください。また、同順位を複数付けることはできません。順位の記載がない品目や同順位を複数付けていた品目は、当該品目すべてを最低順位として扱うこととします。</p>	
6	物品役務	<p>様式第2号の営業品目一覧表について、希望する品目がないページは提出しなくてもよいか。</p>	<p>提出漏れ等の確認事務をスムーズに進めるために、希望品目のないページであっても白紙のまますべて提出してください。</p>	
7	共通	<p>添付書類が多くなり、ホチキスではまとめられないが、紐で綴ったりフラットファイルに綴り出すべきか。</p>	<p>ホチキスでまとめられない場合、紙紐で綴ってください。黒紐やフラットファイルなどは使用しないでください。</p>	
8	建設工事	<p>現在、本社社屋を建て替え中で別の住所を仮の本社としているが、申請書の住所等はどのようにすべきか。</p>	<p>申請書には実際の本社の住所を記入してください。なお、仮本社の住所等も把握させてもらいたいので任意様式で別紙等として添付してください。</p>	

令和3・4年度(2021・2022年度) 定期申請 Q&A集

No.	区分	質問	回答	備考
9	建設コンサル	登録規程に基づく登録を受けていない部門の申請する場合の実績について、過去何年以内とか履行中のものを含んでよいとかの制限はあるか。	過去何年以内等という制限はありません。なお、履行中のものは実績とすることはできないものとします。	
10	共通	委任状は胎内市指定の参考様式を使用しなければならないか。	各申請要領の記入方法の「委任状」の項目にあるように、自社様式でもかまいません。 ただし、参考様式に示す項目をすべて満たすように作成してください。	
11	建設工事	建災防の加入証明書等の写しは、協会会費の支払証明書でも差支えないか。	会費の支払証明書が協会への加入を証明しているものであると考えられるので、差し支えありません。	
12	建設コンサル 物品役務	従業員数等は、法人全体の人数を記載すればよいか。	そのとおりです。	
13	共通	営業所一覧表に載せる営業所は、登記されているもののみでよいか。それとも登記されていない営業所も含めて記載するのか。	登記されていない営業所も含めて作成してください。	
14	物品役務	契約実績として添付する契約書等の写しだが、1つの契約で複数の希望品目を満たすときは、同じものをそれぞれの品目の資料として添付すべきか。	同じ資料を複数添付する必要はありません。1つの契約で複数の希望品目を満たす内容であるときは、1部添付していただき、分類コードを複数記載し、希望品目の添付であることが分かるようにしていただければ、それで構いません。	
15	物品役務	契約実績について、どの程度の件数記入すればよいか。また、契約書等の写しがないときは添付しなくてもよいか。	契約実績については、直前2営業年度における官公庁との契約高で主なものを記入してください。件数は、1件でかまいません。また、契約書等の写しがない場合は、添付に代えて、ない旨を記載した用紙を添付してください。	
16	建設工事	社会保険等の加入状況については何をもちて確認するのか。	社会保険等の加入状況については、申請時に提出する「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目(社会性等)」欄により確認することとし、社会保険等の加入の有無がすべて「有」又は「除外」となっている場合のみ申請できます。	